

綾部東部在宅介護支援センター 指定訪問介護事業運営規程

(目的)

第1条 この運営規程は、社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会が運営する綾部東部在宅介護支援センターが行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、在宅の要介護状態にある高齢者に対して適正な訪問介護を提供し、在宅介護に関する総合的な援助を実施して、地域の高齢者及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 訪問介護の職員（ホームヘルパー）は、要介護老人等の心身の特性をふまえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、生活全般にわたる総合的な援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、個別援助計画に基づいて当支援センター内で十分協議しながら、関係行政機関、地域の医療・保健・福祉サービス機関との綿密な連携を図り、総合的な援助に努めるものとする。

(事業所の運営主体、名称等)

第3条 事業を実施する事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 綾部東部在宅介護支援センター
- (2) 所在地 京都府綾部市十倉名畑町欠戸 29 番地の 1

(職員の配置および職務内容)

第4条 本事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 訪問介護員（ホームヘルパー）10 名以上。内 2 名はサービス提供責任者を兼ねる。

指定訪問介護の提供等にあたる。

(利用日および利用時間)

第5条 本事業所の利用日および利用時間は次のとおりとする。

- (1) 通常利用日は月曜日から日曜日までとする
(ただし、12月29日～1月3日は除く)。
- (2) 利用時間は午前7時30分から午後9時30分までとする。
- (3) 前記第一号及び第二号の規定にかかわらず緊急に援助等必要な時は訪問介護を実施するか、もしくは併設施設と連携をとって対応する。

(居宅サービス事業の内容)

第6条 居宅サービス事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者の在宅生活を支援するために身体介護、生活援助、相談・助言を行う。
 - ・ 個々の生活習慣や文化、価値観の実現
 - ・ 生活の自立性の拡大を図る (自立支援)
 - ・ 生きることの喜び・意味を見いだす
 - ・ 予防的な対処を優先する
 - ・ 状態の変化を発見し、他職種へつなぐ
- (2) 支援センターの相談・調整活動と一体となった援助を行う。
- (3) その他、介護支援事業を効果的に機能させるために必要な事業。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は綾部市とする。

- 2 聴覚言語障害者及び難聴者の場合、通常の実施地域を越えて事業を実施する。

(利用料等)

第8条 本事業所が提供する訪問介護の利用料は、次のとおりとする。

- ・ 法定代理受領分は介護報酬の告示上の額の1割、2割または3割。
(介護保険負担割合証にある割合とする)
 - ・ 法定代理受領分以外は介護報酬の告示上の額
- 2 通常の事業の実施地域を越えて行う訪問介護に要した交通費はその実費相当額を集金することができる。1キロ25円とする。
 - 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受け
ることとする。

(緊急時等における対応方法)

第 9 条 訪問介護員は、訪問介護を実施中に、利用者の心身の状況に異変その他の緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。

(衛生管理等)

第 10 条 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のために指針を整備する

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する

(苦情処理)

第 11 条 指定訪問介護の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定訪問介護に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 12 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的を開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図る
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する
- (3) 訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修定期的に実施する
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする

（個人情報の保護）

第13条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了承を得るものとする

（業務継続計画の策定等）

第14条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な装置を講じるものとする

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする

（その他運営についての留意事項）

第15条 訪問介護員の資質向上を図るために研修の機会を設ける。

- (1) 採用時研修 採用1ヶ月以内
- (2) 継続研修 随時

- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を保護する。又、職員であった者が、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことのないよう、

必要な処置を講ずる。

- 3 事業所は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要は措置を講じるものとする
- 4 この運営規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会と本事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

付則

この運営規程は、平成 13 年 12 月 1 日から改正施行する。	この運営規程は、平成 14 年 4 月 1 日から改正施行する。
この運営規程は、平成 16 年 4 月 1 日から改正施行する。	この運営規程は、平成 17 年 4 月 1 日から改正施行する。
この運営規程は、平成 18 年 4 月 1 日から改正施行する。	この運営規程は、平成 19 年 4 月 1 日から改正施行する。
この運営規程は、平成 20 年 4 月 1 日から改正施行する。	この運営規程は、平成 21 年 4 月 1 日から改正施行する。
この運営規程は、平成 22 年 4 月 1 日から改正施行する。	この運営規程は、平成 23 年 5 月 1 日から改正施行する。
この運営規程は、平成 23 年 7 月 1 日から改正施行する。	この運営規程は、平成 23 年 8 月 1 日から改正施行する。
この運営規程は、平成 24 年 4 月 1 日から改正施行する。	この運営規程は、平成 25 年 1 月 1 日から改正施行する。
この運営規程は、平成 25 年 4 月 1 日から改正施行する。	この運営規程は、平成 25 年 5 月 20 日から改正施行する。
この運営規定は、平成 27 年 4 月 1 日から改正施行する。	この運営規定は、平成 27 年 9 月 1 日から改正施行する。
この運営規定は、令和 2 年 4 月 1 日から改正施行する。	この運営規定は、令和 4 年 4 月 1 日から改正施行する。
この運営規定は、令和 5 年 4 月 1 日から改正施行する。	